

所管部課	総務部総務課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市公印規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>地方公共団体情報システムの標準化（令和6年10月15日）に伴い、全庁的に様式が見直される。</p> <p>電子計算組織により公印の押印を必要とする証明書等は、現在課長の専決事案に限定しているが、実態に合わせて柔軟に対応できるよう、本規則の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第9条第6項中「。以下「事務決裁規程」という。」を削る。</p> <p>第11条第1項中「事務決裁規程に規定する課長の専決に属する文書に限る。」を削る。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課において審査済み</li> </ul>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</li> </ul>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。